

「量の見込み」について

1 子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」と「確保方策」の設定

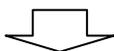
＜国の基本指針＞

市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に当たり、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する「利用希望把握調査等」を行い、これらを踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行うこと。

＜市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き＞

(1) 算出のためのデータ（調査票 設問項目）

- ① 0～11歳の推計人口（平成27年度～平成31年度）
- ② 保護者の就労状況、就労意向
- ③ 事業の利用状況、利用意向



(2) 家庭類型に分類

家庭類型	父母の有無と就労状況
タイプA	ひとり親家庭
タイプB	フルタイム×フルタイム
タイプC	フルタイム×パートタイム (就労時間:月120 時間以上+下限時間～120 時間の一部)
タイプC'	フルタイム×パートタイム (就労時間:月下限時間未満+下限時間～120 時間の一部)
タイプD	専業主婦(夫)
タイプE	パートタイム×パートタイム (就労時間:双方が月120 時間以上+下限時間～120 時間の一部)
タイプE'	パートタイム×パートタイム (就労時間:いずれかが月下限時間未満+下限時間～120 時間の一部)
タイプF	無業×無業

※下限時間＝各自治体における保育の必要性の下限時間(48時間～64時間の間で市町村が定める時間)

※小樽市の下限時間＝就労:1日4時間以上かつ週4日(月16日以上) →月時間換算では64時間以上。

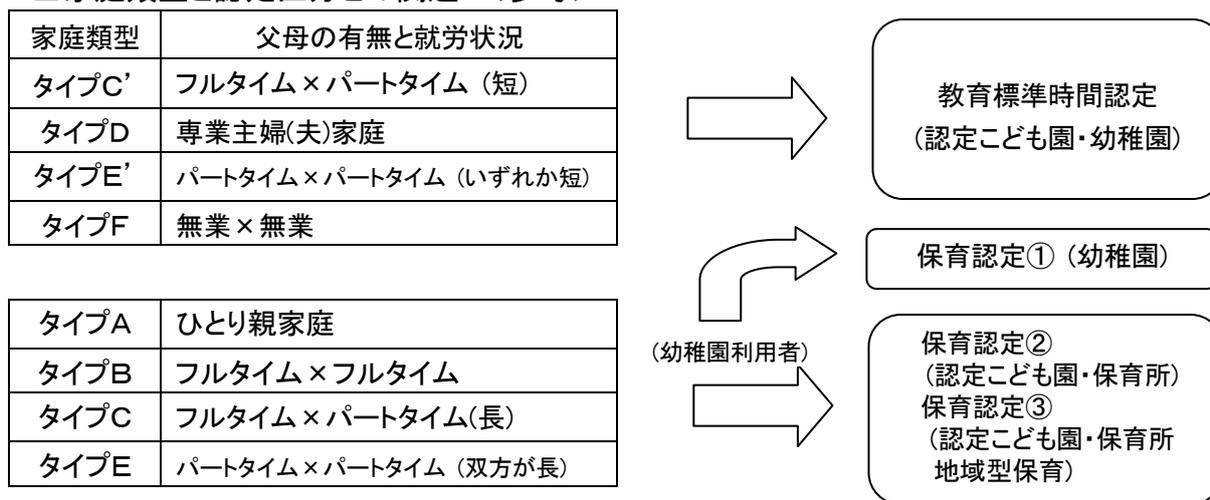


(3) 「量の見込み」の算出

- ① 推計児童数(人) × 潜在家庭類型(割合) = 家庭類型別児童数(人)
- ② 家庭類型別児童数(人) × 利用意向率 = 「量の見込み」(人) ← 推計需要量

※利用意向率＝ニーズ調査集計結果から算出

■家庭類型と認定区分との関連 <参考>



※推計児童数(人)は、各年の年齢各歳別のデータを用いる。なお、この推計における年齢各歳別のデータの算出については、平成15年8月「地域行動計画策定の手引き」の「Ⅱ 人口推計」を参照のこと。また、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来人口推計」(平成25年3月)も適宜活用されたい。〔出典:手引き〕

※「手引き」は、国が示した「調査票のイメージを使用した標準的な算出方法」であるため、各市町村において独自の算出方法を用いることも可能。ただし、その際も潜在的な利用ニーズについても考慮するなど、量の見込みの算出の基本的な考え方を踏まえたものとする必要がある。また、「極端に現実的ではない数字」の場合、その原因を分析の上、地方版子ども・子育て会議等の議論を経て補正することも可能。〔出典:「手引き」に関する主な質問と回答〕

※放課後児童健全育成事業に関する「量の見込み」に関する情報提供

「手引き」において、対象児童として5歳児の利用意向を用いた算出方法を示しつつ、留意事項として、就学児に対する調査を行っている場合には、各市町村の判断で、当該調査の結果を利用することについて記載しておりました。今回、各市区町村からの調査結果を受けて、国としましては、①5歳児調査と就学児調査の両方を実施している市区町村については、就学児調査の結果を「量の見込み」とする。②5歳児調査のみを実施している市区町村については、5歳児調査と就学児調査の乖離度又は就学児調査の利用意向率の全国平均値を用いて、5歳児調査の数値を補正して「量の見込み」とするといった方法が、よりニーズの実態に近い「量の見込み」になるものと考えております。〔出典:事務連絡〕

■確保方策のイメージ<参考>

		27年度			28	29	30	31
		1号	2号	3号
量の見込み		500人	500人	300人
確保方策	特定教育・保育施設	300人	450人	200人
	(確認を受けない幼稚園)	200人		
	特定地域型保育事業			50人

2 ニーズ調査結果に関する検討

ニーズ調査結果(国の手引きによる標準的算出結果)は「暫定値」であり、今後、児童人口の推計、施設・事業等の利用状況、市の財政状況などを考察しつつ、計画に登載する「量の見込み」と「確保方策」を検討することとなります。